

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

現

在開催中の第一五一回国会では、重要法案が目白押しの場合だ。その中でも、私たち国民がアメリ

イある生活を送る上で特に注目すべき法案が二つある。個人情報保護(基本)法案とNPO(特定非営利活動法人)支援税法案である。前者については、前号(CNNニュース二四号)で詳しく紹介した。つまり、EUのデータ保護指令に対応するために立法化が急がれているものだ。他方、後者は、いわゆる市民団体に法人格を付与する法律(NPO法)の成立に続く、NPOに対する市民からの寄付に対し税制上の優遇措置を講じることをねら

いとしたものだ。双方とも、「国民が主役」の視点から作られるとすれば、歓迎されるべき法律といえる。しかし、いずれの法案とも、各界からの批判だらけで、不協和音が増す一方である。その理由は、「国民の顔」が見えない、「役所が主役」といった内容の法案になっているからだ。今回の個人情報保護法の制定は行政分野にしか使えない国民背番号(住基コード)導入が契機であったはずである。だとすれば、真つ先にすべきことは、役所の個人情報

報の垂れ流し防止策などを検討することに

あるはずだ。ところが、なぜか、この分野に適用ある現行法の見直しは先送り。現在の立法作業は、当初考えられていたように、立法府にチェック機能を持たせるなどして、いかに役所の個人情報の取扱いに目を光らせるか、といった構図にはない。逆に、役所が、マスコミや民間機関の個人情報の取扱いについてのお目付け役になるというシナリオで法案ができてきた

国民不在の二つの役所立法

個人情報保護法と

NPO支援税法

わけだ。まさに、スキヤンダラスな政治家や狡猾な役人は高笑い。

一方、NPO支援税法の方は、国会に提出された法案には、NPOを税制上支援すると書いている程度。詳細は、政省令に委ねられ、本法を見ただけでは何もわからない。ところが、公表されている政省令案を読むと、適用要件が余りにも厳しく、ほとんど利用できるNPOはないような内容だ。サラリードワーカーに認められるとされる特定支出控除の例と同じで、相変わらず

ずの「仏つくって魂入れず」の役人立法。NPOに市民が支出した浄財に対し、寄付金控除・損金算入を認めるかどうかは、政省令をつくる役所の手心次第。政治活動は一切するとか、生殺与奪権は役人の手の中にあり、完全にNPOを手玉に取れる仕組みになっている。こうしたNPO支援税制の構築を急いすすめた市民団体の責任は重い。

相変わらずの役所社会主義の日本。すべて役所にお任せで、どこの政党が与党となつても、金太郎飴のような政策が実施されることは目にみえている。国民の投票意欲は減退するばかりだ。

最大野党の民主党は、「市民は主役」などと空念仏を唱えるだけでは、誰も相手にしない。参議院選挙前に、役人から立法権を取り戻し、市民本位の議員立法を誠心誠意ですすめことを公約し、政権奪取後の生活者中心のアメリニティある社会づくりの青写真を示すべきである。

二〇〇一年四月三十日

PIJ代表 石村耕治

主な記事

- ・生命科学の進歩とプライバシー
- ・河村議員天下り税理士の実態を追求
- ・改正住民基本台帳法成立後の経過
- ・情報公開法を活用してみよう

石村代表に聞く

生命科学の進歩とプライバシー

——PIJ「生命科学と倫理プライバシー委員会」の設置について

朝日大学教授

石村耕治（PIJ代表）

《聞き手》

辻村祥造（PIJ副代表）

遺伝子情報の採取・活用と 求められるインフォームド・コンセント

遺 伝子情報は、DNA（デオキシリボ核酸）の並び方のなかに書き込まれていますが、最近、人間の全遺伝子情報（ヒトゲノム）が解読されたと報道されています。

一方では、クローン技術により、同じ遺伝子情報を持つ生物をつくることも可能になっています。体細胞の一部から遺伝子情報を含む細胞の核を取り出し、未受精卵子で遺伝子情報を取り除いたものの中に移植します。その上で、刺激を与えて細胞を増殖させたクローン胚を子宮に移植して育てると、クローン動物ができあがるわけです。

また、ES細胞（万能細胞）をつくる技術、つまり受精卵（胚）からさまざまな臓器に成長させる生殖医療技術も開発されています。

国によっては、人間の全遺伝子情報（ヒトゲノム）を、病気治療や投薬の際に活用することや各種民間保険加入の際に商業利用するのを認めるところもあります。わが国の保険業界は、各種民間保険への加入は、遺伝子検査を前提とする方向性も視野に入れ、世界の動向を注視しています。

また、北大西洋上の島国、アイスランド（人口約二十八万人）では、遺伝子解析事業を営む民間企業が、国民の医療・遺伝子情報をデータベース化するプロジェクトを立ち上げ、政府がそのプロジェクトにゴーサインを出しています。

このままでは、いずれは、ヒトゲノムを公的管理の下に置かれたかたちの「人格権の国家管理」も夢ではなくなる時代を迎える怖れがあります。コンピュータを使いデータベース

ス化すれば、一億、二億といった数のヒトゲノムの管理も不可能ではない時代に入っています。個人の人格権を役所や企業が直接ないしは間接にコントロールできる不気味な時代の到来を心配する声は日増しに強くなってきています。

生命科学が進歩するにつれて、ヒトの遺伝子情報を解析・活用する側にとどくに生命倫理を遵守させたらよいかが大きく問われてきています。また、民間企業が、解析した病気につながる遺伝子に対し特許を取得し、特許料を支払わないと遺伝子診断法が利用できない、といった問題も深刻になってきています。一方では、解析・活用される側のプライバシーをどう保護すべきかが、重要な課題となってきました。とくに本人の同意もなく採取された血液で

解析された遺伝子は誰のものなのかなども、大きな問題です。

PIJは、こうした課題に対処するために、「生命科学と倫理プライバシー委員会」を設けました。新年度の課題の一つとして、国民の立場から徹底的に検討し、プライバシー保護のために運動や議員立法に取り組んでいくことにしています。

ほとんどのことについて、「役所丸投げ政治」がわが国の実情です。政策提言のできない政治を変えていくのは政策提言型のNPO・NGOの重要な使命です。

そこで、この委員会のねらいと活動の方向性について、石村耕治代表に、辻村祥造副代表がうかがいました。（CNNニュース編集部）

ヒトクローン規制法の現実

（辻村）生命科学の進歩は、まさに驚異的といっていいと思います。科学の進歩には、「光と影」があります。病気治療の迅速化など私たちに恩恵をもたらす一方で、ルールなき遺伝子情報の蓄積などからも分かるように、人間の尊厳、プライバシー（人格権）にかかわる多くの課題を抱えているのも事実です。

（石村）今日、生殖医療技術を含む

生命科学の進歩とプライバシー

生命科学全般の進歩は急速です。政府は、こうした進歩を後追いする形で、多様な法律やガイドラインを制定してきています。例えば昨年末には、ヒトクローン技術規正法が成立しました。これは単独で人間のクローン作製を禁止する世界初の法律です。裏返せば、主要諸国にはすでに生殖技術一般を規制する法律があり、そのなかでクローン作製が禁止されているわけです。

わが国では、産科医の反対が強く、生殖技術一般を規制する法案を準備できる状況にはないわけです。しかも、ヒトクローン技術規正法は、内閣法制局のスクリーニングを経るプロセスにおいて、ヒトの胚の実験がきめ細かく規制されています。このため、法規制される側にとっては、よく飲み込めない内容になっているとの指摘もあります。

一方、不妊治療のあり方を検討してきた厚生科学審議会先端医療技術評価部会は、第三者からの精子・卵・受精卵の使用を認める報告書をまとめました。しかも、報告書は、日本産科婦人科学会の見解を超えて姉妹間での卵提供で対外受精を行った産科医の行動まで追認する内容になっています。これは患者の要求にしたがって、既成事実を積み重ねて

きた一医師の行動を、広範な社会的な議論を十分に行わないまま追認することを意味します。

専門委員のなかには、体外受精を推進してきている利害関係者もいます。報告の中立性には疑問が残ります。審議は非公開、議事録の公開も遅いわけです。公開性、透明性といった生命倫理のルールは無視されています。こうした政策決定プロセスには、日本的な体質が端的に現れていると見てとれます。

(辻村) ヒトクローン、つまり「クローン人間」づくりは、アメリカやイタリアの不妊治療のプログラムやカナダの新宗教団体が研究を始め、世界的に懸念が広がっています。先ほど触れましたように、国内では、来る六月にヒトクローン技術規正法が施行されます。しかし、この法律には、国外犯を処罰する規定はありません。

(石村) 去る三月末に、日本不妊学会の倫理委員会(委員長・永田行博 鹿児島大学医学部教授)は、会員はヒトクローンづくりに一切かわらない旨の見解を公表しました。日本不妊学会は、不妊治療にかかわる産婦人科医らの専門家グループです。ヒトクローンづくりは、自然の摂理や人間の尊厳と抵触する行為であ

り、こうした実験に関与すべきではない、というのが理由のようです。日本産科婦人科学会などにも、賛同を求めていく方針のようです。

また、指摘されたように、ヒトクローン規正法は、国外犯を処罰する規定はありません。わが国の研究者が、国外プロジェクトに参加して、ヒトクローンづくりをした場合には、確かに規制は難しいように思います。

遺伝子検査で 見透かされる発症リスク

(辻村) 最近、人間の全遺伝子情報(ヒトゲノム)の解読が完了したと報道されています。今後、社会保険負担の削減や効率的な投薬などを口実に、患者に対し遺伝子検査を求めようとする動きが強まるのではないのでしょうか。

(石村) 自分の親族に乳がんや胃がん、アルツハイマー病、あるいは高血圧症の人がいるとすれば、今でもある程度、自分の将来の発症リスクを予測できないことはありません。これが、採取された血液あるいは口内粘膜を使った簡単な遺伝子検査で適確に分かるとしたらどうでしょうか。

(辻村) 見方によっては、早期に対応ができ、ベターであるともいえません。

(石村) そうともいえません。例えば同じ高血圧症であっても、患者がぜんそく持ちの家系にあるとすれば、気管に作用する薬を使ってブロッックを掛けると、副作用で咳が止まらなくなってしまう。別のルートをブロッックする薬を使って高血圧症の治療をする必要があります。この場合、個々の患者の遺伝子情報を参考にすれば、薬の副作用の怖れやむだな治療を防ぐことができます。

このように、これからの医療は、確実に個人の遺伝子情報に合わせて行われるようになると思われるのが支配的なわけです。

(辻村) しかし、遺伝子検査で、将来の発症リスクを予測できるようになり、いまだその病気の特效薬がない、あるいは遺伝子治療をもつても完治させることは不可能だとしたらどうでしょうか。

(石村) そうですね。がんの患者本人への告知が問題となっているが、早くから遠い将来への心の準備ができていいと考えるべきか、あるいは「不幸の手紙」を受け取った気持ちととらえるべきか、意見の分かれるところでしょうね。

しかし、現実には、そんなに簡単に済まされないことのように思いますが。きわめて重い課題です。

(辻村) ヒトの遺伝子解析の結果から開発された特定の病気に遺伝子診断法に特許が認められ、その診断法が特許権者に何がしかのロイヤリティ(使用料)を支払わないと自由に使えないことも問題となっており、医学の研究・進歩の障害となつていきます。

(石村) この点に関連して、遺伝子分析から開発され、特許を得た特効薬が、余りにも高価で、発展途上国では使えず、南北問題になっていすね。南アフリカでは、人道主義の観点から、エイズ特効薬の無許可コピーを国内で製造・販売することを合法化して、アメリカなどと対立しています。国連も仲介に乗り出したようです。

問われる遺伝子情報の

医療、保険への活用

(石村) 病気の治療や投薬を効率的に行いたいという社会的な要請から遺伝子検査に対する期待が強くなることは、当然予想されます。

ここで、アメリカの実情について触れて見ます。アメリカの場合には、社会保険が、高齢者(Medicare)と低所得・障害者(Medicaid)に限られています。その他の人たちは民間の医療保険に依存す

る仕組みになっています。こうした国においては、保険会社サイドに遺伝子検査を保険加入の要件にすることに積極的な動きが見られます。

(辻村) 実際に、民間の保険会社は医療保険加入に際し、遺伝子検査を受けるように求めているのですか。

(石村) 医療保険については、多くの州が法律で、そうした要件を課すことを禁じています。しかし、生命保険などについては、営業の自由の一環として、遺伝子検査を保険加入の要件とすることを規制していません。

(辻村) 例えば、脳卒中になる可能性の遺伝子(あるいは遺伝子欠陥)のある人は、生命保険に入れないわけですか。

(石村) そういうこともありえます。保険料率が高くなるかもしれませんが。あるいは、遺伝子治療が可能ならテグリーでしたら、その治療を受けることが保険加入を認める条件となるのではないのでしょうか。

現在でも、保険会社は、その家族の医療情報を蓄積していけば、家系的にかかり易い病気は、容易に予測できます。

(辻村) それが、遺伝子情報だと、もっと的確に家系的にかかり易い病気を見透かすことができるようになるわけですね。

遺伝子検査が一般化し、信頼性が増してくれば、当然、検査結果のビジネス利用が問題になってきますね。

(石村) 実は、わが国でも、検討が始まっています。例えば、一九九六年に、生命保険協会が主宰する遺伝子研究会(小林三世治座長)が出した報告書(「遺伝子検査を生命保険」(一九九六年六月))では、早くから、保険加入者は、加入の際に発症リスクなどに関する個人の遺伝子情報について、本人が知っている場合には、それを告知すべきだとしています。

(辻村) 遺伝子に異常のある人は、保険加入を拒否されるか、遺伝子治療を受けることを条件に加入を認められるかたちにエスカレートして行きかねないわけですね。

(石村) ただ、健康保険など社会保険の場合とは異なり、民間保険の場合、保険会社の「営業の自由」とみるか、遺伝子情報による差別、「人格権の侵害」とみるか、判断の分かれるところですね。

(辻村) わが国でも、いずれは保険会社によっては、遺伝子検査を保険加入の条件とするところもかねないわけですね。この場合、「自分の未来を見たくない」保険加入希望者をどのように保護すべきなのでしょう。

うか。大きな課題ですね。

(石村) ただ、民間保険の場合には、それに加わらないという判断で、自分の人格権を護る選択も可能ともいえるわけです。一方、市場競争が激しい場合には、そうした、加入者を厳しく選別をする保険会社には顧客が集まらないともいえます。

(辻村) 市場原理が徹底してきた今日、いわゆるように、これまでの役所社会主義、つまり「護送船団」方式の時代とは、事情は大きく変わってきているとは思いますが。

ただ、保険業界が保険加入者の遺伝子情報のデータベースを共有化するなど、「護送船団」方式で構築・運用する怖れはありますね。

(石村) こうしたデータベースの構築自体を認めてよいのかどうかという問題があります。しかし、それ以前に、遺伝子情報提供者からの事前のインフォームド・コンセント(十分な説明をしたうえで本人からの同意)が得られているかどうかの問題です。

PIJの「生命科学と倫理プライバシー委員会」では、この点について法的規制措置を含め、検討をしていく予定です。

(辻村) 遺伝子情報提供者からのインフォームド・コンセントの問題は、ひとり保険業界だけの問題では

生命科学の進歩とプライバシー

ないのではないでしょうか。医学界などでも、大きく問題になる点といえます。

(石村) そうですね。医学研究者や医療機関などが、患者の同意もなしに、切除した組織片をスベシミンとして使い、遺伝子情報を解析・収集し、問題になっていきますね。遺伝子情報は、その提供者の最も重要なプライバシーなのですが、一部の医学研究者などには、その認識が欠如している実態があります。

たとえば、国立循環器病センターや九州大学医学部などで、健康診断で得た採血七千人分を無断で遺伝子解析し、問題になりました(日本経済新聞二〇〇〇年二月四日朝刊、朝日新聞二〇〇〇年二月一日朝刊参照)。

(辻村) 横浜市大でも無断で患者の遺伝子採取したことが問題になっていますね。問題になってから、提供者から同意を求め、拒否した人分は廃棄されたようですが。

ヒトゲノムの解析と生命倫理

(辻村) わが国でも、人間の全遺伝子情報(ヒトゲノム)の解析研究が盛んです。しかし、先に触れられたように、遺伝子解析研究現場における倫理やプライバシーを始めとした人権に対する配慮が足りない例も

多々見られます。「生命倫理」が欠如した状態にあるといっても過言ではありません。

(石村) わが国でも、ようやく、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理規定がつけられました。文部科学省、厚生労働省、経済産業省の三省が策定した「ゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理規定」が、それです。四月から実施されました。

(辻村) 法律でなく、ガイドラインですね。

(石村) 倫理規定ですので、法的な拘束力はありません。この倫理規定は、ユネスコの「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」や科学学術会議生命倫理委員会の「ヒトゲノム研究に関する基本原則」をベースにつくられたようです。

(辻村) 分かりました。ヒトゲノムは提供者の極めて重要なプライバシーだ、ということですね。ヒトゲノム解析研究に関する倫理プライバシー問題は、PIJの委員会でも、今後広く検討して行く必要がありますね。

(石村) この場合、規制の仕組みを役所(行政)に依存するかたちでつくるのではなく、できるだけ、懲戒などを含む自主規制で行っていきけるようにする必要があるのではないでしょうか。まさに、政治は、「小

さな政府」の視点にたつて、実効性のある役所レスの仕組みづくりを支援してやる必要があるわけです。「役所社会主義」からの脱却がスロガンになるべきでしょう。

問われるアイスランドでの
病歴・遺伝子情報の
ナショナル・データベース化

(辻村) ところで、北大西洋の島国、アイスランド(人口約二十八万人)では、遺伝子解析事業を営む民間企業が、国民の医療・遺伝子情報をデータベース化するプロジェクトを立ち上げ、政府がそのプロジェクトにゴー・サインを出しています。毎日新聞二〇〇〇年十一月二十日朝刊に、アイスランドにおける「国民の医療、遺伝子情報をデータベース化」の見出しで、詳しく取材記事が紹介されています。

この記事を読んでいて、このままでは、いずれは、ヒトゲノムを公的管理の下に置かれたかたちでの「人間丸ごと国家管理」も夢ではなくなる時代を迎えるのではないかと危惧の念を抱いています。

(石村) この記事が現れる以前から、アイスランドの状況は話題になっていました。コンピュータを使いデータベース化すれば、一億、二億

といった数のヒトゲノムの管理も不可能ではない時代に入っています。個人の人格権を役所や企業が直接ないしは間接にコントロールできる不気味な時代の到来を心配する声は日増しに強くなってきてわけです。

(辻村) 毎日新聞の記事によると、国民の医療と遺伝子情報を結合させたデータベースの構築プロジェクトは、アイスランド出身の神経病理学者で、元ハーバード大学教授の力リ・ステファンソン氏が、母国で立ち上げた遺伝子解析研究企業「デコード・ジェネティクス」社が実施主体となっているとのことです。

デコード社は、一九一五年以降、同国の国民健康保険制度のもとで収集してきた国民の保健・医療情報と各人の血液サンプルから得られた遺伝子情報を結合し、データベース化し、病気を引き起こす遺伝子の特定、その情報の販売を手掛けるとのことです。

(石村) アイスランド議会は、国民保健データベース(Iceland Health Sector Database)法を成立させ、デコード社に、これまで蓄積してきた国民の保健・医療情報をデータベース化する許可を与えたとのこと。

デコード社は、三百億円くらいのデータベース作製費を負担する。その代わりに、同社は、十二年間にわ

たりそのデータベースの販売権および商業利用権を取得する。政府と同一社との間で取り交わされた契約は、こうした内容のようです。

(辻村) ということは、政府の保有する国民各人の保健・医療情報と、病院などで各人から採られた血液サンプルから解析された遺伝子情報とをドッキングさせて、どういった遺伝子を持つひとがどのような病気にかかっているか、あるいはかかり易いのかなどを解析し、その解析情報について特許を取得し、製薬会社などに売ろうというプロジェクトなわけですね。

(石村) そうです。一応、政府のデータ保護委員会は、保健・医療情報や血液サンプルをデコード社へ提供することには、氏名を暗号化し特定できないように、セーフガードを施すことになっています。

アイスランド政府は、公的な保険制度を通して収集された保健・医療情報は、原則として、「各人の財産ではなく、政府の財産である」との公式見解を採っているようです。

また、このプロジェクトに対し、国民は「参加」することが原則とされています。ただし、「非参加」の届出をした場合に限り、このプロジェクトに参加しなくともよい、この方針をとっています。

(辻村) なにか、NTTのナンバーディスプレイ(電話番号表示)導入のやり方をほうふつとさせるものがありますね。

しかし、たとえ公的な保険制度を通じて集められた保険・医療情報やヒトゲノムであっても、それらの情報は提供した個人の財産であり、高度のプライバシーであるのは当然です。

いずれにしろ、「非参加」の届出を怠ると、国民は採血を義務付けられるわけですね。

(石村) そういうことでしょう。一年に二万人のペースで採血をしているようです。二〇〇一年四月八日のNHKスペシャル「人体特許・遺伝子は誰のものか」で紹介されておりました。アイスランドでは世論の八割がこのプロジェクトを支持している、と報じられています。このプロジェクトに参加すれば、解析された遺伝子情報を使ってそれぞれのファミリーの家系図ができるといった宣伝も、このプロジェクトの「無害性」を装うことに貢献しているようです。

(辻村) プライバシーの保護に関しては、政府のデータ保護委員会が本人確認をできないように、氏名等を暗号化した上で、デコード社に提供され、同社は特定の個人と直接接触することが禁じられるとのことでした。

しかし、すでに二万人近い国民が「非参加」を選択、市民団体も、個人のプライバシーを保護した憲法に違反するとして訴訟の準備をすすめているとのこと。医師会も、このプロジェクトに反対の声をあげています。

(石村) データ保護委員会も、所詮は政府の一部です。解析データの利用が絶対にエスカレートしないという保障は全くないわけです。いったんこうしたデータベースの構築を許すと、その利用は必ずエスカレートするわけです。政府の方針が変わたら、データ保護委員会は、それに追従する「免罪符」を考えるのではないでしょうか。

例えば遺伝子を基に犯罪性向の強い家系に予防検束的な措置を講じることでも出てくるかも知れません。また、民間に流出した解析データは、提供者本人のインフォームド・コンセントなしに、再利用される可能性も高くなります。保険会社が、加入者に遺伝子検査を求め検査データと、市中に回ったデコード社の解析データとのマッチングをし、本人の病歴などを探るかも知れません。

「ホワイト遺伝子情報保有者」は、いとも簡単に「遺伝子解析により将来を知り、病気に対する的確な対応ができるようになる」などというわけです。

積極的な背番号・ICカード推進論者である梶原岐阜県知事は、かつて「本人確認番号入りのICカードで、障害者も自分の障害をみんなに分かってもらえるようになり、便利だと喜ばれている」といった類の発言をしていたのを記憶しています。

(辻村) 完全に障害者の人権を踏みこむにしている、障害者をさらしものにして、こうした連中にプライバシー論議を考えてもらうのは難しいですね。

(石村) 残念ながら、こうした人物や第三国人発言をする人物が、知事選ばれているのも現実なわけです。ナチス全盛時代に、いまのような遺伝子解析技術があったとしたら、大変なことになっていたでしょう。

(辻村) アイスランドの全国民の医療・遺伝子情報をデータベース化するプロジェクトは、人口二十八万人程度の小国の話とはいえないものの、人権や生命倫理上、非常に根深い問題をはらんでいるといえますね。

「ヒトが主役」の立場から
政治はもつと発言を

(辻村) 近年の動きについて話を聞いていて、ヒトゲノムの解析における「光と影」について、人権保護の観点

から、どういった政策提言をしていくべきか、慎重に検討していく必要があることを痛感しました。まさに、二十一世紀におけるプライバシー保護についての最重要課題の一つです。この分野でのNGO・NPOおよび政治の役割が問われています。

遺伝子解析データの利用、開発された新薬などについても、国際人道主義の立場から、特許のあり方などを点検し、できるだけ「公の支配(Public domain)」におく方向で政治は尽力すべきでしょう。

(石村) 一人ひとりの政治家には、今の「役人丸投げ政治」からどう脱却できるか、真剣に考えて欲しいところです。

国内問題に絞っていえば、医師会、学術団体、遺伝子解析企業などは、民間主導で倫理・プライバシー・ガイドラインづくりを急ぐべきですね。この場合、アウトサイダーの規制や懲戒の仕組みをはじめとして、自主規制をいかに実効性のあるものにしていくか、政治は積極的にかかわっていくべきですね。あくまでも、「ヒトが主役」で検討されなければならぬと思います。

(辻村) ありがとうございます。



日本コンピュータ 税務研究機構 (Com TJ)

会員募集の お知らせ

生命科学の進歩とプライバシー

高度情報化社会が到来し、今日、さまざまな社会的・経済的な活動に、コンピュータが必要不可欠になってきています。こうした時代にあって、税務の分野においても、コンピュータ化・電子化が急速に進んできています。税務のコンピュータ化・電子化を進めるにあたっては、一般の国民・納税者からの提言がきわめて重要です。民間からのさまざまな政策提言がなければ、行政が決定した政策が一方的に優先してしまうことが危惧されるからです。よい政策を実現するには、民間における政策実現のための自由競争が不可欠です。

日本コンピュータ税務研究機構(コンピュータックス・ジャパン、略称**Com TJ**)は、税務のコンピュータ化・電子化に関し、調査研究を行うとともに、民間の立場から積極的に政策提言を行うことをねらいに組織された、シンクタンク機能を持つNPO(非営利組織)です。コンピュータックス・ジャパンは、ボランティアの会員で構成され、行政、特定の企業ないしは職業団体から独立して活動を行っています。

Com TJ(日本コンピュータ税務研究機構)は、このたびホームページによる情報発信とともに、会員向けの情報紙を発刊し、混迷するIT時代の税務に役立つよりたしかな“情報”をみなさまにお届けする活動を開始いたします。

ぜひ、**Com TJ**の会員になり、21世紀の税務に不可欠な最新の情報を手にしてください。

Com TJ代表 石村耕治

入会ご希望の方は、

f a xまたはハガキにて、お名前、ご住所、T e l / f a x、ご職業をお知らせください。

(**Com TJ**はPIJ会員に限らず、どなたでも入会できます。)

お申し込み先

〒220-0004 横浜市西区北幸2-9-10 横浜HSビル 4F シンワ会計社 内

TEL 045-311-5162 FAX 045-311-5167

日本コンピュータ税務研究機構事務局長 辻村祥造あて

お申し込みいただいた方には、**Com TJ**の会報を年4回以上お届けする予定です。

なお、年会費は10,000円です。(お申し込みいただいた後、振込用紙をお送りいたします。)

ホームページアドレス

PIJのホームページ <http://www.pij-web.net/> から**Com TJ**へのジャンプボタンをクリックしてください。

河村たかし議員 (PIJ相談役)

天下り税理士の実態を追求

『これではOB税理士の顧問料は、経費で落とせませんよ。寄附金ですね』

国税庁、「優良申告法人に対する顧問税理士の関与状況の概要」を河村議員に回答
——「税務相談」と年に数回あるかないかの会社訪問で顧問料一千万円……

昨

年(二〇〇〇年)の五月十日、衆議院大蔵委員会、河村たかし議員(PIJ相談役)が行った、「優良法人とOB税理士(天下り税理士)」の実態に関し、二〇〇〇年十一月二十一日の衆議院大蔵委員会で、国税庁が調査結果を回答した。

それによれば、「顧問税理士」の業務の大半は「税務相談」、会社への訪問も年に数回あるかどうか、という内容。河村議員は「これ(OB税理士の顧問料)は費用収益対応の原則からいって否認しなければいけません。これは経費で落とせませんよ。」と追求。

大武政府参考人(国税庁次長)は、「たまたま……相談しないで終わってしまうということもございま

す」、宮沢大蔵大臣(当時)は「税務とか経理のエキスパートが欲しい、税界での経験が求められているということでしょうが、役所との関係は何かいろいろに利用していることは考えられそうなのでございますから、十分監査もし、注意しなければならぬ」と苦しい答弁。

河村議員は、最後に、OB税理士が「脱税に関与という……払う方(納税者)がむかつく」ような実態がないか、いっそう調査を進めるように要望。

以下に、この問題に関する、二〇〇〇年十一月二十一日衆議院大蔵委員会(当時。現在、財務金融委員会)の議事録の一部を紹介する。(議事録中の見出し文は編集部でつけたものです)

税は徴収も公平に

河村(た)委員 河村たかしでございます。

きょうは財政法の話でございますけれども、理事からお許しを頂まして、財政といいますが、無論、税のことがすべての根幹でございますので、税が正しく公正に徴収されているかということについて、前の国会でお伺いしましたことにつきまして返事をもらわないかぬかったものですから、そのことについてフォロイをしたいと思います。

五月十九日に、いわゆる優良法人というのがありまして、中小企業ですが、納税をきちつとやっておられると優良法人ということで、会社へ入っていきますとずっと表彰状が飾ってあります。これは中小企業で

は、一種の中小企業の上場会社みたいなもので、なかなかうれしいものなんです。私も、今はおふるろが社長をやっておりますけれども、非常に珍しい中小企業の経営者でございます。本当は僕らみたいなのがどんだん国会へ当選してくると日本もよくなるのですけれども、余りおらぬので残念なんです。優良法人という、そんな会社があるのです。

そこになぜか国税のOBの方が、いわゆる顧問税理士ということに入られておるとい話をいろいろ聞きまして、ううん、これはいかぬなというところで、今やそれこそ中小企業は大変ですよ。これはいわゆる本当の血税ですね。トーゴーサンとかクロヨンとかいって、何か商売をやっておるのは変なふうにとられておりますが、これはとんでもないことなんです。そういうところへ国税のOBの方が入ってこられる、これはいかぬということでございます。

それで、正直言って、投書が結構来ておるのです。国税の内部の方から。国税の将来を憂うる者だということ、こういう変なことは改めようじゃないか、やはり税の徴収はもう一回フェアなものにしようということをよく言ってきていただいております。

河村議員、天下り税理士の実態を追求

河村議員、天下り税理士の実態を追求

ちよつと聞きますと、上級職を受
けられた偉い様はそれなりに銀行と
か行くところがたくさんあるよう
でございますけれども、そうでない、
国税を非常にこつこつやられてお
る方、そういう方が行っておると
なつて、そういう面では御迷惑を
かけるつもりは私は毛頭ありません。
しかし、どうも内部で、ちよつ
とごますりのうまい人間とか、そ
ういう人間だけがいくところへ行
けるようになっておりはせぬかとい
うことで、ここは絶対にきちつとし
てもらわぬと、中小企業の人はい
な本当に怒りますよ。そんなこと
五月に質問をいたしました。

それで、大武次長さんから、優良
法人に対する顧問税理士のあつせん
につきまして、どこまでできるか
わかりませんが、一応調査してみ
たいと思つたという返事をお伺い
いたしましたので、ここで伺いたい
と思つています。

三国税局でOB税理士の

関与状況の調査を実施

大武政府参考人 お答えさせて
いただきます。

ただいま先生からお話がありま
した、十二年の五月十九日の御質問
の際の調査要求でございますが、東

京、大阪、名古屋国税局の三局にお
いて、当該優良法人に対して顧問
税理士の関与状況を調べるとい
うことで、電話照会の方法により
まして調査を実施いたしました。電
話照会に当たりましては、事前に
税務署の幹部から今回の調査の趣
旨を伝達した上で、国税局の人事
課が一元的に電話で聴取させて
いただきました。

その結果、三局合計の優良申告
法人数約一万二千社でございます。
そのうち、当庁退職職員が関与
している優良申告法人は約六千
五百社、延べ関与税理士数は約
七千三百名ということございま
す。

河村(た)委員 今口頭でした
けれども、できればひとつ文書
でも後で、同じようなことでも
いいのですけれども、これはお願
いしたいと思います。(編集部注・
11頁に国税庁が河村議員に示
した資料を掲載) それはいい
ですね、委員長。 はい、どう
ぞ。 いいですよ。

河村(た)委員 いいですね。

これは一万二千社のうち六千五
百社でしょう。これはどうです
か。多いのか。法人といふのはど
のくらいあるのですか。たしか
二百何十万とありますよね。そ
の中半分といつたら、百万社も
国税のOBの方が入

つておる。あり得ませんわね、
そんなに人がおりませんから。国
税の方といつたら五万何千人だ
と思つていますけれども。これは
どうですか、大武さん。一万
二千社のうち六千五百社に国税
のOBの方がいわゆる顧問税理
士として入つておるといふのは、
多いのか何なのか、御感想はど
うですか。

優良法人の半数にOB税理士が

大武政府参考人 ただいま御
質問の件でございますが、現在、
法人数は大体二百五十万社ある
と言われておりまして、おおむ
ねその九割に税理士が関与して
いるという状況でございます。

その中で、優良法人は、一応全
国では二万一千社ございまして、
一般に事業規模が大きい法人とい
うことでございます。したがいま
して、顧問税理士に対するニ
ーズはむしろ一般の法人よりは
高い。そういう状況の中です
から、当庁退職職員が優良申
告法人の約二社に一つ顧問税
理士になつておるからといって、
必ずしも過大といふことでは
ないのかという気がいたします。

河村(た)委員 いや、本
当にそうですかね。二百何十
万社もあるのですか、会社が。
その中から何か

のグループでぼつととるわけ
ですよ。この方は優良申告、立
派な法人です。ねとやつてお
るわけですから、税務署長が
関与して。それでその半分に
自分のところのOBが行つて
いるのは、多くないですか。

大武政府参考人 ただいま先
生の御質問の中で、退職職員
に対する顧問先あつせんとい
うこととお話がありましたけれど
も、やはり我々、顧問先のあ
つせんに当たりましては、当
然のことですけれども、税理
士法、国家公務員法等に違反
することがないように十分配
慮はさせていただいておあり
ます。税務行政に対する納税
者の信頼、先ほど先生が言
われているような意味でも、
やはり職務の厳正な執行に
疑問を持たれてはいけない
ということ、いわば押しつけ
けという形ではございませ
んで、むしろニーズを踏まえ
ながら極力対応するように
していることとでございます。

先ほど申した優良法人とい
うのは、それこそ二百五十
万社のうちの約二万社とい
うことですから、中小法人
といつてもかなり、連年黒
字を継続しているとか、
いわゆる表敬にはそれな
りの基準がございまして、
経理内容が適正である
とかそういうことございま
すから、ある意味で

いえばきちつとした法人ということ
で御依頼も来るといことなのかと
存じております。

税務署は

自分で優良と認めておいて

OB税理士をあっせんしている

河村(た)委員 いや、大武さん、悪いけれども、何でも世の中はルールさえ守っておればいいという問題ではないんだよね。税務署が自分で優良法人ですよと言っていて、その中の半分に自分のところのOBが行っている、こういうのをできリースというんじゃないの。何のためにその人たちに、あなたは立派ですからという表彰状を出してあるのですか。何とか制度というのがありますよ、一年間か二年間天下りできぬというもの、それにはまっておるからいいんだ、そういうものじゃないですよ。あるグループの半分ですよ。それも、認めておるのは自分たちですよ。

これは大臣、先ほどちょっと後からお話ししましたけれども、本当に素直な感触で、こういう優良法人に税務署が認めているわけです。優良な法人ですよ、はい、立派ですね。ただ、その中の半分が、私のところのOBどうですかという話で

ですよ。これはどう感じられますか。

OB税理士は

税のエキスパートだから...

宮澤国務大臣 確かに難しい問題だと思えます。しかし、こういうことは恐らくあるんだと思えます。

それらの会社が、いわゆる税務とか経理とか、大きな会社になればもっと専門化したしますが、そういうもののエキスパートというものもみんな欲しい。そういう方のエキスパートは、やはりどちらかといえば税界で経験をした人がそういうエキスパートでございまして、そのエキスパティーズを求められているというところは確かにきつとあるのだし、先ほど次長がお答えをいたしました。法律に基づいて、それを守って、そのエキスパティーズでそういう自分の能力を生かすということ、それ自身はごくごく正常なことである。

ただ、時々いわば役所との関係を何かいろいろに利用してということ、考えられそうなことでございますから、十分監査もし、注意しなければなりません。エキスパティーズを買われているという意味では、そういうエキスパティーズは余りほかの世の中にございせんから、税界

の経験者がおのずからそれに当たっておるといことは恐らくありそうなことに思つ。

ただ、そこで、河村委員の言われるように、それにしても少し多くないかね、そういう当然のようなことになつてはいるが、何かやや、癒着とは申しませんが、そういう要素はないのかねということ、それは大変に気をつけなければいけないことだと思えます。

河村(た)委員 大臣の方はきのう大変にお疲れになつたと思えますので、ちょっと質問をあれし、大武さんの方に行きます。

問題は、エキスパートといつても、それは民間の税理士さんだつて立派なエキスパートですよ。官尊民卑はいけません。立派な人たちが。そういう人たちがなくて、OBの方ばかり行つておるわけですよ。ばかりじゃなくて、もともと民間の人があるところに、さらにブラスアルファで行つておるわけです。

OB税理士は

どんな仕事をしているのか

それプラス問題は、今も話がありましたように、税目は法人税だとかいろいろありますね。そういうもののエキスパートだと言つのだが、で

はどういう仕事をされておるか。問題はここでございます。入つていかれて、本当に民間の税理士さんと同じで、ちゃんとお得意さんにも頭を下げてやっておられるならいいですよ。この勤務実態は、大武さん、どうですか。

大武政府参考人 今御質問のあつた点につきまして、OB税理士の主な担当を聞かせていただきましたところ、税務相談というのが八三・九%でございました。それから、実際の申告書、決算書の作成というのは一三・一%。むしろ優良法人の場合には、経理部なり経理課があつてそこで一応つくつていて、いわばそれをつくるときに相談をするという形の税務相談が多いのだろつと思えますので、その結果でございませうか。それから調査の立ち会いが〇・三%、あと、その他二・七、こんなような数字でございました。

河村(た)委員 何か話を聞いておると、みんな本当かしらんとお思いますけれども、実はこれは本当でないもので、なかなか悩ましいのです。

税務相談というのはどういふふうですか。年間に何回やつておられるかとか、そういうことですね。どうですか。

大武政府参考人 税務相談とい

ますと、いろいろな場合があるのですけれども、例えば、法人税ですと租税特別措置が非常に複雑なものですから、それを具体的にどのようにつたらいいかとか、いわゆる圧縮記帳の話ですとか、そういう技術的な相談がかなりあると聞いております。

それからまた、いわゆる資産税関係の質問がかなり多いようでございます。最近では中小企業者の方は、いわゆる株の評価みたいなものを相談されるといふようなことも聞いております。ただ、先生の方から前回、企業への訪問回数はどうかという御質問がありましたので、それにつきましても調査をさせていただきました。月一回以上は来ているというのが三九・七％、二月に一回以上が一・二・六％、年に六回未満四七・七％、こういう状況だということでございます。

河村(た)委員 一遍、この生データを見せてもらわなければいかぬですね、少なくとも私の聞いたところは。

それと、大武さん、もともとこれは所管の管区ではだめなんですよね、一年か二年。だから、これはもともと遠くの人なんです。だめなんですから、遠くの人なんです。遠くの人がわざわざ来て、これも大

河村議員、天下り税理士の実態を追求

変なんです。だから、一遍せひこの辺の生データを、プライバシーだけは配慮していただいて結構でございますけれども、今度見せていただければ、退職した税務署の管内の企業に行かないということでございますから、必ずしも職員は、やめるときに自分の住所地の署長になるということは極力排除しておりますので、むしろ、必ずしも遠いとか近いということはないと思います。

大武政府参考人 住んでいるところということではございませんで、例えば、退職した税務署の管内の企

優良申告法人に対する顧問税理士の関与状況の概要

1 優良申告法人数の推移

(単位：件)

年 度		7	8	9	10	11
法人数	3局計	11,667	11,880	12,280	12,339	12,303
	全国計	20,910	21,197	21,649	21,678	21,574

2 顧問税理士数等の推移

年 度		7	8	9	10	11
調査法人数		10,577	10,996	11,366	11,699	11,894
内 回答なし		511	521	527	535	541
	内 回答あり	10,066	10,475	10,839	11,164	11,353
内 退職職員が関与している法人数		5,697	6,382	8,114	6,280	6,567
	延べ顧問税理士数(当庁退職職員数)	6,952	7,045	6,668	6,944	7,384

3 関与の状況

(1) 主な担当事務

「税務相談」83.9%、「申告書・決算書の作成」13.1%、「調査立ち会い」0.3%、「その他」2.79%。

(2) 企業への訪問等の回数

「月に1回以上」39.7%、「2月に1回以上」12.6%、「年に6回未満」47.7%。

それからまた、企業ニーズで対応するものから、所得税、法人税いろいろありまして、そのニーズに見合った方を御紹介するといふような形には努力しているということです。

ただいまの御質問に關しましては、理事会で御相談の上、提出する努力をしたいと思っております。

河村(た)委員 では、今のは理事会協議でよろしいですね。

萩山委員長 はい。

河村(た)委員 私の聞いたところでは、全員とは言えませんが、要するに、初めと終わりだけという方もかなりあるんですね、二年間です。初め来るときにこんにちは、終わるときにさようなら、こういうこと。こういうケースというのは、それだと二年に二回ですけれども、そこまでいかぬでも、正直言って、実態上ほとんど何もないというのはどのくらい把握されておるのですか。

OB税理士の顧問料は寄附金?

大武政府参考人 ただいま御質問

のありましたのは、相手企業から大体月当たり何回というような形で聞きましたことから、確かに、ほとんどないというような回答もございました。

ただ、その場合は、明らかに、調査対象の企業の方から、まさに必要がないといいますが、必ずしも企業ニーズに合致していないという回答と実はつながっておりまして、むしろその企業に合致しないと認められる事例、これはヒアリングした結果、百九十七件ございました。これらにつきましては、速やかに、退職職員に対して、顧問契約の解除等、適切な対応をとるよう指導することにしております。多分、このようなケースが先生の言われたケースなのかなというふうに思います。

河村(た)委員 もう一回データを見せていただきますけれども、いろいろなパターンがあるようですけれども、大体一社月五万円ぐらいもらっておりますということですね。

それで何にもなしということになると、次長、これは費用収益対応の原則からいって否認しなければいけませんね。これは経費で落とせませんよ。これは寄附ですね。どうですか、それをやらなければいかぬのじやないですか。

大武政府参考人 ただいまの先生

のお話で、例えば、そのようにほとんど照会事例がなかったというような場合があったとしたとしても、例えば、その方の専門が資産税であつて、たまたまその期間中に不幸がなくて相続事案がない、あるいは譲渡事案がないということになりますと、相談しないで終わってしまうということもございます。それはあくまでも機会、オポチュニティーコストの話でございますから、経理上の損金で落とすということだろうと存じます。

河村(た)委員 これは大変な議論をこんなところでしなければいかぬということですね。普通は反対のことを言われておるのじゃないですか、国税庁は。否認する方に立っておられると思いますけれども。そんなことはいかぬですよ。それは、顧問さんで、弁護士さんなら弁護士さんですつと何年間か大体決まった人がなつておるなら、それは一応言えますよ、おるだけでもそれだけのものがと。二年ごとにくるころかわる人が、何もやらなかった、ただ私は国税のOBでございます、それがもうのは、何らかの効果があるからと。そんなものは本当に経費になるのですか。それは大丈夫ですか。

大武政府参考人 お答えさせてい

たきます。

具体的にそれがいわゆる交際費のようなもので出されているようなケースでは損金にならないというケースがあるかと思えますが、明らかに、依頼をして、契約を結んで、その上で支払ったものであつて、具体的に実行がなかったという場合でもそれは経費で落ちる、これは弁護士でも同様だろうと存じます。

河村(た)委員 いや、今回の議事録は非常にエポックメイキングなものです。これが解釈先例になつていかどうかわかりませんが、これは、よほど広く経費が認められるというような道を世の中に開いた可能性がありますね。

それと、これを聞いたのは五月でございますが、それから、七月、八月、九月ぐらいで新しい年度のあつせんをされたようでございますけれども、これは幾らか減つたのか、どういふふうですか。せつかく私質問したのでございますか。

大武政府参考人 具体的に、全国ベースでどうこうという数字は別にとつておりませんので、しておりませんけれども、明らかにこういうような実態から、先生の御質問もございまして、従来にも増して厳格な作

業をさせていただいてきているというところでございます。

河村(た)委員 大変に人事課の皆さんが毎日電話ばかりかけておつた。河村のおかげでえらいことになつたという話をされて、御苦労されたということとはよく存じております。

その中で、例えば、人事課が優良法人にかけますね、あなたのところは何人行つていますか、どなたが行きましたかと言つたら、その優良法人が、何を言つておるの、あなたのところから頼まれたんじゃないのか、自分で頼んでおいて何を聞いているんだということを言われたことはありませんか。

大武政府参考人 お答えさせていただきます。

最初にも申しましたように、突然人事課と称して電話照会が行つたのは、一体何者であるかというのは相手企業も当然でございますので、最初に申しましたように、事前に優良申告法人に対しまして税務署の幹部から、今回調査が行くのできちつと答えてくださいよというのを言つてあります。

したがしまして、いわゆる趣旨といたしますか、先生から御質問いただいた、万が一にも強制的に押しつけはないかということは十分認識した

河村議員、天下り税理士の実態を追求

上で言っていたのだと思いません。その結果、確かに、百九十七件、本人の企業にとっては必ずしも必要性がないということでお電話の回答をいただいた企業もあつたわけだろうと存じます。

したがって、趣旨は十分伝えてお話をさせていただいたということでございます。

河村(た)委員 今お話をしてみましたのは、いわゆる優良法人ということでございますけれども、皆さんに御提供いただいた情報によりまして、これはどうもまだかわいい話であるということらしいのですよ。

で、つかい法人があります、資本金一億円以上ですか、大法人。これは大体どこら辺で把握をされておるのですか。

大武政府参考人 お答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、公正に行うために、あつせんという行為はすべて人事課が窓口になってやらせていただいております。

ただ、具体的な企業との話し合いというのを全部やるというわけにはきませんから、税務署の場合でしたら副署長、それから調査部であればその調査部の管理課長というそれぞれ職の者がやって、それを人事課

が全部一元的に管理をするという形でやらせていただいております。

河村(た)委員 その調査部、東京国税局調査部ですか、これは三部と四部というところが大法人をやっておるのですか。これは間違いないですね。

大武政府参考人 ただいまの御質問にありました調査部に関しては、一部から四部までございます。一部、二部、三部、四部とあって、多分先生の御質問は、いわゆる税のエキスパートでやっている者が三部と四部につくことが多いものですが、それで三部、四部と言われたのだと思えますが、調査部自体は一部、二部、三部、四部というふうに分けておるのを分けてやらせていただいております。

もちろんこれは東京局だけでございまして、地方局にあれば、例えば調査部と一緒になっておるのもありますし、調査部一つで、一部、二部もないところもございまして、それぞれ局によって違いますが、東京局の場合には一部、二部、三部、四部という形になっております。

大法人のOB顧問税理士は？

河村(た)委員 こういった大法

人を扱うところ、ここでも当然あつせんをされておるわけでございますので、まことにお疲れなかどうかはわかりませんが、私もそれぞれが人生、努力しておりますので、国税庁の皆さんも、いわゆる東京国税局調査部所管の大法人、この人数が少ないですから、プライバシーの問題もあるかわかりませんので、五年ほどについて、どのくらいの人

数の方が、会社の固有名称はプライバシーに配慮していただいて結構でございますが、顧問料幾らぐらいであつせんをされ、一つの言い方をすると、天下りとは言わないというならあつせん税理士でございますけれども、されたのか、ぜひ次の機会に調査の報告をいただきたいと思っておりますが、委員長どうですか。

萩山委員長 結構です。理事会で諮りたいと思っております。

大武政府参考人 ただいまお話のございました東京局の調査部所管法人は、実は一万七千社でございます。

先ほど、先生から五月にいただいた、東京、大阪、名古屋の優良法人全部合わせて一万二千社ですから、それで四力月ぐらいかかりました。もし東京局だけで一万七千社となりますと、東京局の人事課がまさにこれを調査するといえますと、これ

はとてもじゃありませんが、物すごい事務量になります。

ちなみに、一千人・日、十人で実施して約五力月というのが前回調査からの推計でございます。実は人事課で今後職員の数も異動に合わせた作業をしなければならぬものですから、ある意味で、今の御調査は、相当長時間をいただかない限り、とてもではないですけれども実施困難だということは、御理解いただきたいと存じます。

河村(た)委員 そんなの、悪いけれども、自分のところのOBですよ。日本じゅうのだけれどこへ行つたかわからぬことを調べてくれと言っているのじゃないのですよ。自分のところのOBだから、全部わかっているのじゃないですか、はつきり言えよ。そんなのめっちゃくちゃですよ。すぐ出ますよ、そんなの。

全員が人事課であつせんしているわけではないのよ...

大武政府参考人 実は、OBと申しまして、御存じのとおり、先生が言われた退職してすぐあつせん、特に五十八歳で退職勧奨して、先生がよく言われる二年間というのが多い例ではありますけれども、あつせんしているばかりがOBではござい

ませんで、当然のことながら、やめた後年かたって調査部所管法人の顧問になられる方も多数いらっしやいます。

そういう意味では、先生の御質問がまさにうちのOBということであるとすれば、自由業、要するに職業をやめた後自分で開発された顧問先でございませすから、それは実際に聞いてみない限りは、我々では把握できていないというところでございませす。

河村(た)委員 それが全部自分で努力をしたところなら、こんなことは言わないのですよ、正直言つて。これはぜひ自民党の方もまじめにやってくださいよ、本当に。税の信頼というのはとにかくすべての根幹ですからね。党がどうのこうのという話じゃないのですよ。これはやらなければだめですよ。自分のところの、すぐわかるじゃないですか、こんな。ボタンを押せばすぐ出てくるじゃないですか。そうでしょう。

それともう一つ、東京国税局所管で、九十二名ほど勇退されておるよつでございませすけれども、この分について、今の人数とあつせんした金額を同時に調べていただきたい。

これは、何遍も言いますが、難しいことでは決してありません。言つておきます。もし何だったら、その

年に出したもののだけずっとやればいいじゃないですか、五年間。すぐわかるじゃないですか、そんなの。

委員長、頼みますよ。

萩山委員長 理事会で協議させていただきます。(河村(た)委員「そんなの、委員長即決でいいじゃないですか」と呼ぶ) わかつております。

宮澤大蔵大臣

宮澤國務大臣 河村委員のおつしやつていらつしやることは、私、もつともなところがあつて、役所でわからないところであつて、部分がたぐさん実は世の中にあるのだと思ひますね。

そのことは大変、知らなきやならない、我々も知つていななきやならない、国会も御調査にならなきやならない部分だ。殊に、税務というのは金銭に非常に直接に関係いたしますから、そういうことに関心を持たれることは、私は理解できるのです。

ですが、それで、そういうことを具体的に調べてというお話なので、税務行政からいいますと、それはいわゆる常務ではございませすから、エキストラの仕事に当然なる。国会のお話ならエキストラの仕事もしなければなりません、理事会で御検討のときに、現実に今のかなり忙し

い税務行政でございませすので、その中でリーズナブルに行い得る程度の資料としてお求めくださいますようお願いを申し上げます。

一人あたり十三件・一千万円

大武政府参考人 先生が最後に言われました、東京局において本年勇退した職員数というのとあつせんした職員数、それからどのぐらいなのかというのにつきましては、概数でございませす、現在指定官職でやめた者九十六名、うち税理士にならなかつた者もございませす、九十二名が一応いわゆる顧問税理士さんにおなりになつたということと聞いております。

では、一件あたりどのぐらい紹介をしたのかといひますと、約十三件。そして、金額としては、おおむね年約一千万円というのが収入ベースであつせんでございませす。

河村(た)委員 今、東京国税局を言われましたので、先ほどのいわゆる調査部所管、そちらもぜひお願いしたいと思ひます。

それから、最後にしておきますけれども、そうやって天下つたというか、あつせんされた税理士さんから現職の方に、中で不平が起きたらいかぬとかいろいろやこしいことが

ありまして、例えば接待をされたり、そういうことはありませんね、絶対に。

大武政府参考人 現在の公務員倫理法のもとで、そのようなことは法律違反でございませす、とても考えられることではございませせん。

萩山委員長 河村君、時間がございませすので。

河村(た)委員 最後にいたしま

す。そんなことで終わりますけれども、税務署でまじめに働いておられる方がほとんどだと思いますけれども、どうもやはり、とにかく権力というものは、ほかつておきますと悪くなつてきますから、こういう機会にぜひ一遍メスを入れていただいて、税務署内部の問題、そして、やはり払う方が、税務署がもし変なことをやつて、脱税に関与しようと言ひ方は悪いですけれども、そんなようなことになつておつたら、むかついてきますよ、これは。だから、この機会にぜひしっかりとやつていただきたいということとございませす。

以上でございませす。

改正住民基本台帳法成立後の経過(3)

住民基本台帳ネットワークシステム構築作業の現状

PIJ運営委員 白石 孝

前号に続いて、住民基本台帳法の全国オンライン・システムづくりをめぐる、地方自治情報センター及び各地方自治体の動きを報告する。

1. システム開発の状況

指定情報処理機関である財団法人地方自治情報センターは二〇〇一年一月三十一日開催の「第五回住民基本台帳ネットワークシステム全国担当者説明会」で、「システム開発の状況」「システム構築手引書(都道府県)(市町村)」を明らかにした。

政省令案の策定が大幅に遅れており、システム開発との整合性にも問題があり、場合によっては二〇〇二(平成十四)年八月実施を先送りするとの見方もあるが、表面的にはシステム開発や自治体での導入準備は「粛々」と進んでいる。示された「全体スケジュール」で

は、本年八月までにソフト開発を終え、以降総合テストが来年七月まで行われるとともに、同年四月からデータ整備を実施、同じく来年八月から実施されるとなっている。

次の担当者説明会が本年5月に、ネットワークシステム推進協議会が同じく六月に予定されているので、その頃にはさらに見通しが明らかにされるであろう。

私たちは、引き続き政省令案と改正法、そして構築されつつあるシステムとの不一致、違法性について追及するとともに、とりわけICカードの動向について警鐘を鳴らす取り組みを進めていくつもりである。

2. 第二の杉並区長はできるのか

ところで、杉並区以外の自治体がなぜ「住基ネットに異議あり」を明確に主張することができないのか。それとも杉並区長の方が「法律に違反」する

からおかしいというのであろうか。

実際には多くの自治体が、住基ネットワークが住民サービス向上や事務効率化につながるとは考えていないばかりか、経費面も含め問題が多いと内々は思っているようだ。例えばある首都圏の自治体は次のような要請書を総務省あてに提出している。

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護等について要請」平成十一年八月十八日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、住民基本台帳ネットワークシステム構築のための基本的な法律上の整備がされました。高度情報ネットワーク社会の急速な進展の中、住民負担の軽減や住民サービスの向上、そして行政の簡素化効率化、高度化を図るという点では、市町村の区域を越えて本人確認情報の提供を行うための仕組みを整備するということは、時代の要請でもあると考え

ております。

しかしながら、個人情報保護についての法整備が未だ十分とはいえず、また、市町村が責任を持ってシステム構築を進める上で、不明な点や懸念される課題も山積しております。

市議会におきまして、平成十年九月十日、請願「住民基本台帳法の慎重な対応・審議に関することについて」を採択し、関係各方面に送付いたしました。改正法公布後も、本会議や予算審査特別委員会等において、主に個人情報を危惧する視点からの質問が再三にわたりに出されております。

既にご案内のとおり、全国市長会関東支部総会におきましては、昨年十月十九日、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護等に関する決議」を行い、当時の自治省及び大蔵省に送付しているところでありました。

つきましては、各自治体の懸念や住民の方々の不安を解消するため、上記の市長会決議事項の実現に向けて特段のご配慮とご尽力を賜りますようお願いいたします。

東京都市長会の提案

また、前記全国市長会関東支部決議とほぼ同様、というか、その続編

的なものとして、東京都市長会が四月二十五日、次のような確認をし、関東支部総会に提案するという。
(以下、主旨を紹介)

(1) 住基ネット構築には、既存システム改修経費、OA機器整備費等多額の費用が必要とされる。また、導入後のシステム運用に係る経費負担も多大となる見込みである。したがって財政支援策を講じること。なお、財源については地方交付税以外の新たな制度創設等により交付税不交付団体も含め、全額財政措置すること。

(2) システム運用にあたっては、国の機関等が住民記録に関する情報の提供を受け、または利用した経過等に係る記録についての本人開示請求を認めるとともに、データの保護およびセキュリティの保護について徹底した管理に努め、責任体制の明確化とプライバシー保護に万全の措置を講じること。

各自治体の三月議会の質疑

さらに、杉並問題について他の首長がどのように考えているのか、各自治体議会の三月定例会での質疑の一部を紹介しよう。

・ A区での質疑から

〔質問〕杉並区長は、費用対効果・個人情報保護の観点から反対を表明し、予算計上もしていないと聞く。区長はどう考えるか。また、ネットワーク化への対応、セキュリティに対する担保はどうするか。

〔答弁〕杉並区の対応は、自治体の長としての政治姿勢の一つと思う。当区は、国から示された基本設計概要書に対し、プライバシー保護、住民の利便性向上の観点から百五十項目を越える、また、政省令案に対しても五十項目にわたる提案を含めた質問を行い、慎重に取り組んでいる。セキュリティについては、ファイアウォールや暗号化で万全を期し、法的規制により住民票コードの民間使用禁止や漏洩した場合の重課罰などの措置で、安全の確保を図る。従事職員への研修などを通じてシステムの安全を確保する。

〔質問〕杉並区のようにひとつでもやらない自治体がある場合、法律上の問題はないのか。
〔答弁〕国は総ての自治体参加を法律で義務付けている。

・ B市での質疑から

〔質問〕二〇〇一年度予算に関連経費を計上しないという杉並区長の英断を見習い、国に対して一定の強い姿勢を示すべきではないか。

〔答弁〕杉並区長などの決断は、それぞれの自治体の長としての決断でございませう。私は、B市市長として決断いたします。そして、既にこれまで一般質問でもお答えしているとおり、B市市長としては、法律が施行されている以上は、その法律の及ぶ範囲内ではそれに従わなければならぬと考えておりまして、この度ご提案申し上げた平成十三年度当初予算案に住民基本台帳ネットワークシステムの関連経費を計上しているところでございます。

・ C市の質疑から

〔質問〕杉並区長によれば、住基ネットは個人のプライバシー保護に問題ありとし、同区長は基本的に反対の立場を表明しているが、市長はどのような立場でのごまかれようとしているのか。
〔答弁〕法律上はすでに参加が義務付けられている。このシステムは住民の利便の向上になるものであり、より良いシステムを市としても構築してまいりたい。

3. 国の指示に

そのまま

従うのが地方分権化?

総務省(旧自治省)は杉並区長の決

断に対して、去る二月二十一日、意図的に「予算化していないのは全国で杉並区ただひとつ」と報道機関に発表し、杉並区の孤立化を狙っている。

しかし、法に反する行為を自治体が行ったとき、どんな対抗手段をとるか、未だ明らかになっていない。

かつて「革新」といわれるいくつかの自治体で、住民の福祉と健康を守るため、国の不当な施策に対して異議申し立てし争ったという、「市民のための」自治体の輝かしい歴史を思い出して欲しい。地域住民のプライバシーを、国家一元管理という不当な制作から守るのも地方自治体の重要な役目だと思つた。

国の不当な政策を疑いもせず、唯々諾々と国に従ってしまうような自治体が、「分権」とか「地方主権」を主張することはおこがましい。このままでは、国の政策に協力するだけでなく、率先して国のお先棒を担ぐ自治体ばかりになってしまう。

地域住民の生活を守るといふ、地方自治体の本当の責務を思い出し、各首長は気概をもって、国の政策に対応してほしい。

改正住民基本台帳法成立後の経過

本

年四月一日から国の行政機関を対象とした情報公開法が発効した。確かに問題の多い法律ではある。立案段階からさまざまな問題が指摘された。

「知る権利」の確立など、議論が噛み合わないまま法案化された経緯を忘れてはならない。

開かれた政府を実現する上で、国民が、行政情報を広く入手し、「知る権利」を持つことは必要不可欠である。都合の悪い情報を隠す習性は、ひとり役人に止まらない。民間人として同じである。しかし、「国民のための政府」に仕える公僕となる道を選んだ以上は、それが許されなければならない。

自治体レベルでは早くから情報公開条例が定められている。

これまで、カラ出張、官官接待など役所における公費天国の実態解明などに広く使われてきた。国の情報公開法ができた今日、これからは、いかに情報公開法をつまぐ使いこなし、国の密室行政に風穴を開けることができるかが問われてくる。

税務行政の透明性向上のために

税務行政の透明性が久しく問われ

情報公開法を活用してみよう

ている。重加算税の対象となる判断

基準は？ 税務調査対象の選定基準は？ 同業他社の報酬データとは？ このように、課税庁内部の事務情報などの形で定められ、公開されていない判断基準が極めて多い。

建前論からすると、租税法主義原則の支配のもとにある税法の領域には、司法審査になじまない「自由

情報公開で課税庁の負担も減る

課税庁内部の判断基準が公開されれば、納税者は容易に適正な申告ができるようになる。結果として、課税庁職員の負担も少なくなる。密室税務行政では、自主申告制度はつま

情報公開法を活用してみよう

PIJ 税務情報公開

プロジェクトへの

協力・支援を

PIJ代表 石村耕治

裁量」あるいは「便宜裁量」は存在しないと見える。

とはいっても、現実には、納税者が入手できない判断基準を使って課税処分が行われることも多い。このため、その処分を争うことは至難の技となることも少なくない。また、裁判所にあっても、課税庁だけが収集できる未公開のデータに基づいて判決を下している例も多々みられ

のOB税理士が大手を振って歩けるような税界の風土も大きく変らざるを得ない。

納税者・税の専門家は積極的に情報公開制度を使おう

今の流れを変えるためには、納税者や税の専門家が、情報公開法を使いこなす必要がある。

こうみると、情報公開手続は、租税手続法の中核に位置付けられる必要がある。その上で、税務情報公開申請手続のフォーマット化、拒否（非公開）処分に対する争訟手続のフォーマット化など、だれでも気軽に使える手続の開発を急ぐ必要がある。

幸いにも、PIJ役員には税金の専門家が多い。この特徴を生かし、PIJ 税務情報公開プロジェクト（座長・我妻憲利PIJ事務局長）を立ち上げることにした。つまり、税務に特化した形で実践的な活動をすることにした。情報公開制度を根付かせるためにも、我妻座長の手腕に大いに期待したい。

また、手弁当で協力・支援願える方々を募っている。

市

民のプライバシーを丸ごと管理しようという動きは、なにも総務省(旧自治省)だけに限ったことではない。

『プライバシー・クライシス』など、国家・社会による市民のプライバシー管理の危機を訴えてきたジャーナリストの斎藤貴男氏が、月刊『現代』誌に連載を開始した「新・官僚支配」の第一回を読んでいた。きたい。

そこに
新・官僚支配
(PIJ編集部)

省庁再編成後の「国家と個人」のかたち Vol.1
プライバシーは郵便配達員にも丸裸にされる

国民を監視する
総務省という名の「内務省」

月刊『現代』二〇〇一年五月号(講談社刊)
斎藤貴男 著

は、『企業
の価値観と
一体化し融
合した、新
しい官僚支
配の構造』
が、次々と
形を表そう
としてい
る、恐ろしい現実が書き出されてい
る。

自治体・警察。郵便局が一体とな
って進めようとしている老人管理シ
ステム(電子ひまわり構想)、住民
基本台帳法の改正を機に、さまざま
な官庁が管理する個人情報を一枚の
ICカードに集約し、管理しようと
する構想、コンビニと警察が連携し
た監視カメラシステム、走行中の車

両のナンバープレートと運転者のカ
オを撮影しデータベースに集積して
いく「Nシステム」などなど。

共通しているのは、「住民基本台
帳番号」を個人識別のキーとして使
うこと、収集・管理するデータは警
察にも自動的に流されること。

まさに、省庁再編により誕生した巨
大官庁である総務省が、官僚による国
民支配の要として動き出そうとしてい
る。

この連載は、三か月に一回程度連
載されるという。第二回以降を早く
読みたいような、読めばますますこ
の国がとんでもない恐ろしい国に変
貌していく現実に向面するような、
複雑な気持ちである。

戦後五〇年
を経て、再び
「内務省」が
復活した。そ
れも、戦前と
は比べもよう
のない強力な
国民管理ツ
ールである、
国民層背番号

雑誌を読んで/PIJ活動状況報告

PIJ活動状況報告書(2000年4月~2001年3月) 《PIJ事務局》

《年月日》	《活動内容》	《場所・主催・担当等》
00・4・14	講演・電子申告について	名古屋税理士会大垣支部、石村代表
00・5・02	個人情報保護政策について打合せ	新宗連(東京・京王プラザホテル)、石村代表
00・5・06	岐阜・租税手続法研究会	ホテルグランヴェール岐山、野田聖子議員、石村代表
00・5・13	PIJ定期総会	東京四谷・主婦会館
00・5・26	NPO税制・衆院法制局との打合せ	衆院議員会館、石村代表・河村相談役
00・6・01	背番号問題打合せ	衆院議員会館、石村代表
00・6・09	講演・個人情報保護法制の動向と宗教団体保有情報	東京・新宗連主催、石村代表
00・6・22	講演・NPOと社会保障制度	東京、経済同友会・社会保障改革委員会、石村代表
00・6・24	講演・開かれた電子申告のあり方	神奈川税経新人会、石村代表
00・6・25	河村PIJ相談役、衆院愛知一区で圧勝、三選される	
00・6・29	PIJ運営委員会	PIJ事務局
00・7・14	講演・個人情報保護基本法案	東京(プライバシー・アクション主催)、石村代表
00・7・21	講演・税理士主導の電子申告とは	京都税経新人会、石村代表
00・7・31	講演・納税者番号制の検討と納税者情報の保護	東京税理士会主催、石村代表

PIJ活動状況報告書(2000年4月~2001年3月) ~続き~ 《PIJ事務局》

《年月日》	《活動内容》	《場所・主催・担当等》
00・8・10	PIJ運営委員会	PIJ事務局
00・8・21	衆院法制局との打合せ・租税手続法	衆院議員会館、石村代表・河村相談役
00・8・21	毎日新聞、住民票コードへの杉並区の対応問題の件	同紙8月21日夕刊記事、石村代表
00・8・29	衆院法制局との打合せ・租税手続法	衆院議員会館、石村代表・河村相談役
00・9・02 ~00・9・09	PIJ・ComTJ豪州研修ツアー(税理士制度、電子申告等)	訪問先・豪国税庁、公会計士事務所、ボンド大学等
00・9・11	講演・租税手続法の課題(8)	名古屋租税手続法研究会主催、(名古屋耐震会館)石村代表
00・9・18	講演・豪州の税理士制度と電子申告	名古屋税制研究会、石村代表
00・9・19	講演・規制緩和と税理士制度	岐阜地方務税務研究会、石村代表
00・9・21	衆院法制局との打合せ・租税手続法	衆院議員会館、石村代表・河村相談役
00・9・29	取材・雑誌「Ashita」編集部(ぎょうせい)同誌11月号記事「NPO税制のゆくえ(下)」	石村代表
00・9・29	PIJ運営委員会	豊島勤労福祉会館
00・10・10	PIJ/ComTJ運営委員会	PIJ事務局
00・10・26	衆院法制局との打合せ・租税手続法	衆院議員会館、石村代表・河村相談役
00・11・02	講演・新世紀に持続できる税理士制度を求めて	九段会館(東京税理士会主催)
00・11・07	勉強会・規制緩和とMDP	岐阜地方務税務研究会、石村代表
00・11・11	講演・税理士制度の今後を読む	鬼怒川温泉(主催・専税協議会)
00・11・25	講演・租税手続法の課題(9)	名古屋租税手続法研究会主催、(名古屋通信会館)石村代表
00・11・25	記事・個人情報保護基本法の制定へ	新宗教新聞00・11・25号、石村代表
00・11・27	取材・三和総研、電子申告の件	石村代表(朝日大学研究室)
00・11・02	取材・日刊ゲンダイ、ライブカメラの件、同紙11月13日「ライブカメラでプライバシーが消える」、	石村代表
00・11・28	取材・放送、TBSラジオ、ライブカメラの件	石村代表
00・12・07	シンポ「個人情報保護基本法を考える」大阪弁護士会主催	石村代表
00・12・08	講演・規制緩和と税理士制度	名古屋税理士会北支部主催、石村代表
00・12・14	PIJ運営委員会	PIJ事務局
00・12・15	取材・読売新聞、番号制とプライバシーの件	石村代表(自宅)
01・1・15	講演・こうすれば税理士は生き残れる	東京税理士会横浜中央支部主催、石村代表
01・1・23	講演・こうすれば税理士は生き残れる	名古屋税理士会主催、石村代表
01・1・06	講演・今回のNPO税制改正案を考える	神奈川NPO法研究会主催、石村代表
01・1・18	読売新聞取材記者より、00・12・15取材について、同社が「背番号賛成」のスタンスにあり、記事にするのが不可となった旨の通知あり	
01・1・25	PIJ運営委員会	PIJ事務局
01・1・29	取材・朝日新聞、納税者権について	石村代表(自宅)
01・2・01	衆院法制局との打合せ・汎用行政番号規制法の件	衆院議員会館、石村代表・河村相談役
01・3・19	電話取材・朝日新聞、高齢者福祉とプライバシーの件	石村代表

PIJ活動状況報告

PIJ定期総会のご案内

プライバシー・インターナショナル・ジャパンの定期総会を開催します。

日時 2001年5月26日(土) 夕方6時開会(受付は5時半から)

会場 豊島区立勤労福祉会館 (Tel.03-3980-3131) 池袋消防署隣
池袋駅南口下車徒歩7分 (JR山手線・埼京線、西武池袋線、東武東上線、
地下鉄 丸の内線・有楽町線)

議題 事業報告、役員選任、新年度事業方針・事業計画

講演 『生命科学の進歩とプライバシー』 PIJ代表 石村耕治

PIJ定期総会のご案内

総会会場です



プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2001.01.20発行 CNNニュースNo.24

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつばやき

- ・ 斎藤貴男氏の月刊現代の記事を読むと、日本中・日本国民はみな犯罪者ばかりなのか、と思ってしまう。
- ・ 役人・警官から24時間監視される理由は、それ以外に思いつかない

(T)

編集及び発行人